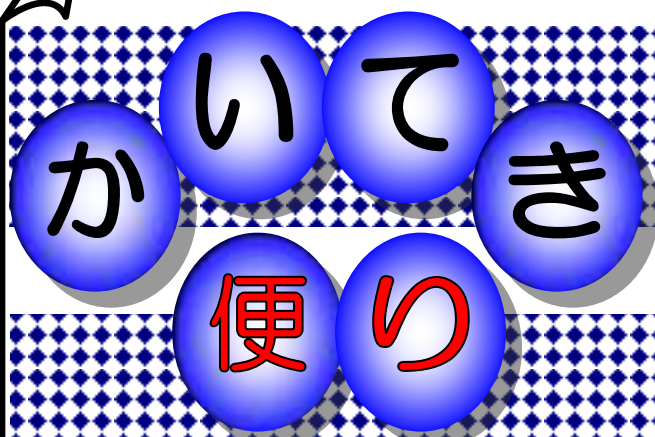


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成30年 3月1日発行 第164号

○ 報酬算定・運営基準

「平成30年4月介護報酬改定に伴う事業者説明会の開催について」
「平成30年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について」

○ お知らせ

「【30年度新規事業のご案内】介護職員奨学金返済・育成支援事業を実施します」

「都内区市町村及び施設職員等向け福祉用具・新製品展示説明会のご案内」

「申込期限迫る！「高齢者見守り人材向け出前講座」高齢者を狙った悪質商法が後を絶ちません。福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！」

報酬算定・運営基準

○ **平成30年4月介護報酬改定に伴う事業者説明会の開催について**

平成30年4月の介護報酬改定等について、下記のとおり事業者説明会が開催されます。

対象は、都内の介護サービス事業者（保険医療機関・保険薬局のみなし指定を除く）です。

平成30年3月上旬に、東京都国民健康保険団体連合会から各事業所宛てに、開催案内が送付されますので、日時・会場等の詳細をご確認の上、ご参加ください。

■主催 : 東京都国民健康保険団体連合会

■開催予定 :

平成30年3月22日（木） 於：ルネ小平（最寄駅：西武新宿線小平駅）

平成30年3月28日（水）、29日（木） 於：江戸川区総合文化センター（最寄駅：JR新小岩駅）

※参加は、原則各事業所1名までとなります。

会場の都合上、事業所所在地により日時と会場の割り振りが異なります。

【お問合せ先】 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護福祉課

TEL 03-6238-0207

○ 平成30年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

については、平成30年度も引き続き事業を実施する全ての事業所は、平成29年度（4月から2月まで）の1月当たりの平均利用延人員数を計算し、平成30年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

また、平成29年度（4月から2月まで）の営業月が6月に満たない事業所または平成30年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。
（※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）

受付期間 平成30年3月1日から3月15日（木曜日）まで【期限必着】

計算方法や必要書類等の案内は、下部 URL からダウンロードできます。

◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション（介護老人保健施設除く）」

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【提出及びお問合せ先】 〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

◆通所リハビリテーション（介護老人保健施設みなし指定）

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>)

【提出先及びお問合せ先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当 TEL03-5320-4264

○ **【30年度新規事業のご案内】介護職員奨学金返済・育成支援事業を実施します**

東京都では、平成30年度より介護保険事業所等に就職した新卒者等を計画的に育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、奨学金貸与を受けた者に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する介護事業所等を支援する事業を新たに実施します。

〈介護職員奨学金返済・育成支援事業の概要(案)〉

【対象事業所】

「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度」を有する都内の介護保険事業所等

【対象者】

上記の対象事業所で介護職員として従事している者で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者を対象とします。

奨学金は、日本学生支援機構、学校、地方公共団体によるものに限りません。

- (1)新卒者 介護福祉士の資格を有しておらず、奨学金の返済を行う者
- (2)既卒者 介護福祉士の資格を有しておらず、奨学金の返済を行う、卒業後5年未満の者
- (3)現任介護職員 介護福祉士の資格を有しておらず、奨学金の返済を行う、卒業後5年未満の者

※(3)は平成30年度のみ対象

【補助条件】

介護事業者が、対象職員の育成計画を作成し、当該職員が1年以内に初任者研修、3年以内に実務者研修を修了し、5年以内に介護福祉士の資格取得を目指す体制を整備することが条件となります。

【補助期間】

1人当たり5年間を上限

(初任者研修を1年以内、実務者研修を3年以内に修了することを条件とします。また、介護福祉士試験を4年及び5年以内に受験することを条件とします。)

【補助基準額】

1人当たり年60万円を上限

※本事業を活用した事業者は、東京都ホームページ等でご紹介する予定です。

〈説明会を開催します！〉

本事業の詳細について、5月中旬に説明会を開催いたします。

日程等については、4月以降東京都ホームページ等でご案内いたします。

〈問合せ先〉

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当

03-5320-4267

※本事業の実施は、平成30年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に確定します。

○ 都内区市町村及び施設職員等向け福祉用具・新製品展示説明会のご案内

(公財)東京都福祉保健財団では、都内区市町村職員や施設職員等を対象に各福祉用具の特徴や操作性などを実際に体験しながら、学んでいただける福祉用具・新製品展示説明会を開催します。

今年度は、移乗、移動支援に関連する福祉用具16製品が出展予定です。是非ご来場ください。

【日時】平成30年3月8日(木)、9日(金)

【場所】公益財団法人東京都福祉保健財団

(東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル19階)

【入場料】無料

【参加対象者】都内区市町村職員、地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員、都内介護老人福祉施設・介護老人保健施設職員、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム職員等

受講をご希望の方は当財団HPの詳細を御確認の上、お申込み下さい。

*問合せ先: 東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 地域支援担当

*電話: 03-3344-8514

*詳細はこちら→ <http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/setsumeikai.html>

お知らせ

○ 申込期限迫る！「高齢者見守り人材向け出前講座」

無料

高齢者を狙った悪質商法が後を絶ちません。

福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくには、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日（土曜日）から 平成30年3月31日（土曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月9日（金曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395